

◎令和3年度~令和5年度介護保険料段階区分と保険料（年額）

市民税課税状況		段階区分	所得段階別対象者	保険料算式	保険料(年額)
世帯	本人				
非課税	非課税	第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基礎額×0.30	24,300円
		第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人	基礎額×0.45	36,440円
		第3段階	世帯全員が市民税非課税の人	基礎額×0.70	56,680円
		第4段階	被保険者本人が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	基礎額×0.95	76,930円
		第5段階	被保険者本人が市民税非課税の人	基準額	80,970円
課税	課税	以下、被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が			
		第6段階	120万円未満の人	基礎額×1.20	97,170円
		第7段階	120万円以上200万円未満の人	基礎額×1.30	105,270円
		第8段階	200万円以上300万円未満の人	基礎額×1.50	121,460円
		第9段階	300万円以上400万円未満の人	基礎額×1.60	129,560円
		第10段階	400万円以上500万円未満の人	基礎額×1.70	137,650円
		第11段階	500万円以上600万円未満の人	基礎額×1.80	145,750円
		第12段階	600万円以上700万円未満の人	基礎額×1.90	153,850円
		第13段階	700万円以上800万円未満の人	基礎額×2.00	161,940円
		第14段階	800万円以上900万円未満の人	基礎額×2.15	174,090円
	第15段階	900万円以上の人	基礎額×2.30	186,240円	

※課税年金収入額とは老齢・退職年金などの課税対象となる年金の収入額をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金の収入額は含みません。

※土地・建物を売った時の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除した金額を使用します。

※本人が市民税非課税のときは、合計所得金額から課税年金に係る雑所得を控除した金額を使用します。

※他市からの転入等で被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第1段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じた場合は、変更通知でお知らせします。